

相続税と所得税との関係をめぐる基礎的考察

—— いわゆる「年金の二重課税問題」を契機として ——

伊  
川  
正  
樹

- はじめに
- 一 相続税と所得税との関係
  - 二 判決の概要
  - 三 論点の検討
- むすびにかえて

## はしめこ

いわゆる「年金の二重課税問題」に関する最高裁判平成二二年七月六日判決（以下、「本件判決」という）は、従来の課税実務を違法と判断し、すでに徴収した所得税分について還付等を要することになることもあって、社会の注目を集めている<sup>①</sup>。財務大臣の発言もあり、国税庁は過去五年分よりも遡って還付等をどのように行うのかという関心が依然として寄せられているが、本件判決は相続税と所得税との関係を改めて考えさせられる契機ともなっている。

本稿は、本件判決の検討を基礎として、相続税と所得税との関係について論点を整理し、この問題に関する基礎的な考察を行うことを目的としている。

### 一 相続税と所得税との関係

相続税と所得税との関係については、相続税の課税根拠をめぐる議論の中で検討されることが多い。それについては、主に、遺産の取得による担税力、富の再分配、被相続人の生存所得の清算課税、資産の引継ぎの社会化が挙げられる<sup>②</sup>。わが国の現行相続税制度は、「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」という、遺産取得税方式を前提としつつ遺産税方式の要素を加味した折衷型であり、上記の見解が最も重視されていると評価される。すなわち相続税は、相続人が被相続人から遺産を取得したことにより担税力が増加したことに対する課税であると理解するものであり、包括的所得概念に整合する。したがって、相続人が相続による遺産を取得することは不

勞所得を得たものであり、相続税は所得税の特別税、分離課税、ないし補完税として位置づけられる。<sup>(3)</sup> なお、これまでの議論においては、上記の要素、すなわち富の再分配という目的ないし機能が相続税の課税根拠として強調されることも多かった。<sup>(4)</sup>

他方、遺産税方式は、「遺産を残すという形で富を処分することに対する課税であり、広い意味での消費税に似ている」<sup>(5)</sup>と説明される。そして、課税根拠としては、上記、およびの考え方と合致するといえる。この方式は、遺産額に課税するものであるため、相続人が財産を取得したことによる担税力の増加を考慮するものではなく、前記の要素は含まれていないことになる。もっとも、上記の考え方によれば、被相続人の保有資産について生存期間中に発生した増加益に対して課税されずに財産が相続されたため、その被相続人にかかる譲渡所得を相続税によって清算するという説明が可能である。

このように、相続税を遺産税方式および遺産取得税方式のいずれの課税根拠によって基礎づけるとしても、所得税との関係が問題となるのである。すなわち、所得税法上、包括的所得概念を前提として、遺産取得税方式を基礎とする場合には、相続人が取得した財産はその所得と考えられるため、理論上、所得税の対象となるとともに相続税が課税されることになる。そこで、所得税法九条一項一六号（平成二年法律第六号による改正後のもの）が、相続等により取得するものを非課税とするものと定めることによって、この調整を図っているのである。

本件が争われた背景には、こうした相続税と所得税との関係をめぐる問題が存在しているが、本件ではその非課税として扱われる所得の範囲が争われている。

一一 判決の概要

(1) 事実の概要

原告Xの夫であるAはB生命相互会社（B社）との間で、平成八年、Aを契約者および被保険者、Xを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約（以下、「本件保険契約」という）を締結し、その保険金を支払っていた。この保険契約では、保険事故が発生した場合に主契約に基づいて支払われる一時金に加え、生活保障のため特約年金が支払われる特約（年金払生活保障特約条項）が付されている。

この特約では、保険事故が発生した場合、年金額二三〇万円を主契約の受取人であるXに対して一〇年間支払うものとされている。Xはまた、年金支払い期間中、将来の特約年金の支払いに代えて、特約年金の未払分の現価の一時支払いを請求する請求することができるものとされている。この現価は、一時支払請求日における特約年金の支払残存回数に及び、所定の算定率に特約基本年金額（本件では二三〇万円）を乗じて算定され（ただし、一回目の特約年金支払以降はさらに所定の調整を行う）、主契約の保険金の請求と同時に特約年金の現価の一時支払が請求された場合、この現価は、特約基本年金額に八・九五六を乗じた金額（本件では二〇五九万八八〇〇円）とされている。

Aは平成一四年一〇月に死亡し、Xは本件保険契約に基づき、死亡保険金四〇〇〇万円を受け取る権利と、年金払生活保障特約年金（以下、「年金」という）<sup>6)</sup>として、平成一四年一〇月から平成二三年まで、毎年二三〇万円ずつ受け取る権利（以下、「本件年金受給権」という）を取得した。それに基づき、Xは、平成一四年一月、B生命から、死亡保険金四〇〇〇万円、年金二三〇万円（以下、「本件年金」という）等の合計額から、契約貸付金等

および源泉徴収税二万八〇〇円を差し引いた四一九〇万円余の支払を受けた。

Xは、自ら行った確定申告について、本件年金の源泉徴収税二万八〇〇円が所得金額から差し引かれる金額として追加されるべきであり、同年中に還付を受けるべき金額は、合計二万三四六四円になるとして、更正の請求を行った。これに対し、Y税務署長は、Xが平成一四年一月に支払を受けた保険金のうち、本件年金二三〇万円から必要経費として認められた九万二〇〇〇円を差し引いた二〇万八〇〇〇円を同年中におけるXの雑所得と認定し、還付を受けるべき額が四万八二六四円になるとする更正処分（以下、「本件処分」という）を行った。

これに対して、Xは、本件年金は、所得税法九条一項一五号（平成二年法律第六号による改正前のもの。以下同じ）に規定する非課税所得に該当するとして、これを雑所得に当たるとしてYが行った本件処分の取消しを求め、異議申立ておよび審査請求を行った。国税不服審判所は、本件年金のように年金方式により支払いを受けている場合には、所得税法九条一項一五号に規定する「相続により取得するもの」には該当しないため、非課税所得には該当しないとの判決を下した（裁判平成一七年二月二二日・裁判事例集六九卷五九頁<sup>7)</sup>。

この判決に対する取消しを求めて争ったのが本件である。本件の争点は、本件年金が相続税法三項一項一号のみなし相続財産に当たるか、本件年金が所得税法上の所得に該当するものの、同法九条一項一五号により非課税とされるかどうか、非課税所得として扱われる場合、それは全額なのか一部かという点である<sup>8)</sup>。

本件で問題となる各条文については次のとおりである。

まず、相続税法三条一項一号は、「被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金等を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分は、相続により取得したものとみなす」（カッコ書きは省略）として、生命保険金がいわゆるみなし相続財産に含まれることを定めて

い。

また、本件年金のように定期的に支払われる財産については、同法二四一条一項一号が定期金に関する権利として、「有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次に定める割合を乗じて計算した金額」により評価するものと定め、本件年金の場合には「残存期間が五年を超え一〇年以下のもの」として、一〇〇分の六〇を乗じるものと定めている。すなわち、定期金に関しては取得時における現在価値を算出して相続税の課税対象とするものであるが、これにより計算された本件年金の現在価値は、一三八〇万円であった。

一方、所得税法九条一項一五号は、非課税所得として「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む）」を掲げている。

なお、これらの規定に関して、相続税法三条一項一号によりみなし相続財産とされる保険金には、一時金による支払を受けるもののほか、年金の方法により支払を受けるものも含まれるとされ（相続税法基本通達三六）、他方、これによって受取人が受け取る個々の年金については、当該受給者の所得として所得税を課税するものと解釈されている（「家族収入保険の保険金に関する課税について」（昭和四三年三月官審（所）二、官審（資）九）。

## （２）地裁判決

第一審である長崎地裁平成一八年一月七日判決（訟月五四卷九号二一〇頁）は、次のように述べて、納税者の請求を容認する判決を下した。

一 「相続税法二条一項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものとして評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法九条一項一五号によって許されないものと

解するのが相当である。」

二 「本件年金受給権は、Aを契約者兼被保険者とし、Xを保険金受取人とする生命保険契約に基づくものであり、その保険金は事故が発生するまでAが払い込んだものであるから、年金の形で受け取る権利であるとしても、実質的にみてXが相続によって取得したのと同視すべき関係にあり、相続税法三条一項一号に規定する『保険金』に当たると解するのが相当である。」

三 「相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであつて、前記所得税法九条一項一五号の趣旨により許されないものといわなければならない。」

四 「所得税法九条一項一五号が、被相続人の死亡後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨のものでないことはそのとおりであるが逆に、被相続人の死亡後に発生した権利や実現した所得について必ず所得税を課税する趣旨を含んでいるものでもない。」

五 「基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を觀念する概念であり、債権の消滅時効の点（民法一六八条、一六九条）などにおいて實際上の差異が生じるものであるが、この觀念を、所得税法九条一項一五号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しく（なお、相続税法三条一項一号の『保険金』を直ちに『保険金受給権』と解すべき根拠になるとも考えにくい）、……今後受け取るべき年金の経済的利益を原価（ママ）に引き直して課税しているのが年金受給権への相続税課税である以上、このような経済的実質によって、二重課税か否かを区別することが所得税法九条一項一五号の趣旨に沿つ。」



第一審判決のポイントをまとめると、次のようになる。

・年金受給権に相続税を課税した上、さらに個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであり、所得税法九条一項一五号の趣旨により許されない。

・相続開始後に発生した債権・実現した所得であることは、それだけでみなし相続財産にはならないとが、所得税を課税するという根拠にはならない。

・相続人Xが受け取る各年の本件年金はすべて非課税となる。

(3) 高裁判決

Yが控訴した控訴審・福岡高裁平成一九年一〇月二五日（訟月五四卷九号二〇九〇頁）は、次のように判示し、Yの請求を認める判断を下した。<sup>10</sup>

一 所得税法九条一項一五号の規定における相続により取得したものとみなされるものとは、相続税法三条一項の規定により相続したものとみなされる財産を意味することは明らかである。そして、その趣旨に照らすと、「所得税法九条一項一五号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない。」

二 「本件年金受給権は、Aを契約者及び被保険者とし、被控訴人を保険金受取人とする生命保険契約（本件保険契約）に基づくものであり、その保険料は保険事故が発生するまでAが払い込んだものであって、年金の形で受け取る権利であるが、Aの相続財産と実質を同じくし、Aの死亡を基因として生じたものであるから、相続税

法三条一項一号に規定する『保険金』に該当すると解される。そうすると、被控訴人は、Aの死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、その取得は相続税の課税対象となる。」

三 「本件年金は、一〇年間、保険事故発生日の応当日に本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金といふべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、Aの死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法三条一項一号に規定する『保険金』に該当せず、所得税法九条一項一五号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものといふべきである。」

四 税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」(昭和三八年二月六日付)によれば、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的ではないものと考えられていた。したがって、所得税法九条一項一五号、相続税法三条一項一号の立法当時、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税が予定されていたということが出来る。

五 本件年金受給権と年金の総額は、実質的・経済的にはほぼ同一の資産と評価することも可能である。しかし、本件年金受給権の取得と個々の年金の取得とは、別個の側面がある(いずれも傍点筆者)。後者については、Xが自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なるところはなく、いずれについても所得があるのである。そうすると、これらの所得は所得税の対象となる。そして前者についてみると、Xは、本件保険契約において、自ら保険料を支払ったものではないのに、Aの死亡により本件年金受給権を取得したのであるから、これは、前者とは別個に相続税の対象となる。このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課することを、二重に課税するものといふことはできない。

高裁判決は、次のようにまとめることができる。

- ・相続税法三条一項一号および所得税法九条一項一五号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない「保険金」とは、金銭そのものではなく、保険金請求権という権利である。
- ・年金受給権は基本権であり、年金は支分権に基づいて発生したものであるため、両者は法的には異なるものである。そのため、前者に相続税を課し、後者に所得税を課すことは、二重課税とはならない。
- ・本件年金は非課税ではない。

(4) 最高裁判決

Xの上告を受けて、最高裁平成二二年七月六日判決(判時二〇七九号二〇頁、判タ一三二四号七八頁)は、次のように述べて原判決を破棄し、Xの請求を容認した。<sup>1)</sup>

- 一 「所得税法九条一項柱書きの規定によれば、一五号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」

二 「相続税法三条一項一号は、被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時ま

で払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、相続により取得したものとみなす旨を定めている。前記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解されるところ、年金の方法により支払を受ける場合の前記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法二四条一項所定の定期金給付契約に関する権利に当たると解される。」

三 「そつすると、年金の方法により支払を受ける前記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるところについては、同項一号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時における時価（同法二二条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と前記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の前記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち前記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもので、所得税法九条一項一五号により所得税の課税対象とならないものといふべきである。」

最高裁の判決のポイントは、次のように整理される。

- ・ 所得税法九条一項一五号の趣旨は、同一の経済的価値に対する相続税または贈与税と所得税との二重課税を排除したものである。
- ・ 本件で争われている一年目に受け取った本件年金は非課税である。
- ・ 二年目以降に受け取る「運用益」部分は非課税ではない。

### 三 論点の検討

本件各判決について、以下の三つの論点に沿って、検討してみよう。

#### (1) 所得税法九条一項一五号の趣旨および範囲

所得税法九条一項一五号の趣旨については、「相続等により取得した財産に対して、相続税と所得税の二重課税を排除すること」として、各審級とも一致した見解を示している。こうした理解は、同号の一般的な立法趣旨<sup>12)</sup>とも整合するものであり、妥当であるといえる。

次に、地裁と最高裁は、同号により非課税とされる所得について、「実質的」または「経済的」な観点に立つて理解をしているのに対し、高裁は法的ないし形式的な観点からみている点が特徴的である。すなわち、前記高裁判旨三によれば、本件年金は、基本権たる本件年金受給権から生じた支分権に基づいて発生したものであるとして、両者を法的な観察に基づいて区別している。しかし、前記地裁判旨五が指摘するように、基本権と支分権との区別は債権の消滅時効等において意義を有するものであって、両者が法的に区別されるとの理をもつて、非課税所得に該当するか否かの判断基準とするのは適切ではないだろう。

もっとも、地裁判決と最高裁判決は、一見、同様のアプローチを採っているようにもみえるが、両者の判示内容には相違がみられる。まず、地裁は前記判旨一でいうように、相続財産とみなされて相続税を課税された財産と実質的、経済的に同一のものとして評価される所得が、所得税法九条一項一五号により非課税と扱われるものとしている。そして、その財産とは年金受給権であり、これは将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利

益を現価に引き直して相続税が課されるものである。これにさらに所得税を課税することは、「実質的・経済的に同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであつて、所得税法九条一項一五号の趣旨により許されないもの」としているのである。この理解によれば、年金受給権にかかる相続税評価額と、実際の年金支払額とは同一ということになる。すなわち、年金受給権は相続税法二四条一項一号で現在価値に引き直されるため、本件では一三八〇万円という評価額となるのに対し、Xが受け取る年金総額は三三〇〇万円である（二三〇万円×一〇年）。しかし地裁は、両者は「実質的・経済的には同一の資産」であると理解している。ここでいう「実質的・経済的」というのが何を意味しているのかは必ずしも明らかではないが、地裁の判示内容を推測すれば、相続税法二四条一項一号に基づいて算出された年金受給権の評価額は、相続税法二三条にいう「時価」であり、それに基づいて相続税が課された財産であるため、それに所得税を課すことは、金額の差異にかかわらず、同一の資産に対する二重課税に当たるといふものであろう<sup>13</sup>。このように地裁が判断したのは、課税庁が主張する、年金受給権＝基本権、個々の年金＝支分権という形式的なアプローチを否定することに力点を置いたものと考えられる。そのため、「実質的・経済的」には両者は同一のものであると位置づけているのであろう。

これに対して最高裁は、所得税法九条一項一五号が非課税とする所得は、相続等により取得したもまたは取得したとみなされる財産そのものではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得であると解している。そして、それは当該財産の取得の時ににおける価値に相当する経済的価値であるとしている（前記最高裁判旨一）。Xは相続によって取得した年金受給権が相続財産として相続税の対象とされるのであり、それは相続税法二四条一項一号によって現在価値に引き直して評価されるため、相続税の対象とされているのは、相続時における現在価値の部分のみと理解するのである。相続後にXが実際に受け取る年金は、年金受給権に基づくものではあるが、相続税の課税対象となっているのはその価値の一部のみであり、その部分についてのみ所得税法上非課税と扱われると判断

しているのである。

両裁判所の結論の違いはこの点に認められるのであるが、さらに敷衍すれば、両者の相続税と所得税の理解の仕方にも相違が認められるといえよう。地裁は、相続税の課税対象となるのは年金受給権という「資産」であり、それが所得税法上、非課税とされると理解している。これは、相続税の財産税として性質に着目し、それを所得税法における非課税規定の解釈に反映させているといえる。しかし、相続税の課税根拠を相続人の遺産の取得による税力の増加に求めるのであれば、相続人における所得の増加という観点から相続税と所得税の関係をとらえた方がより「実質的・経済的」であると考えられる。そうすると、相続により相続人が取得した所得のうち、相続により実現した純資産の増加分について相続税が課され、その対象とはされていない部分について所得税を課すものと理解すれば、「相続による担税力の増加」という相続税の課税根拠に合致すると同時に、所得税の補完税という性質にも合致するものといえよう。このように理解すれば、最高裁が示した、年金受給権の現在価値相当額を元本とし、その後の運用益の部分は所得税の対象となる（非課税とはならない）という見解は、相続税と所得税との関係を整合的に説明するものといえよう。<sup>16)</sup>

(2) 相続税の課税対象と所得税の非課税所得

相続税の対象となる所得の部分と、所得税の対象となる所得の部分とを区別する基準についても、各裁判所は重要な指摘を行っている。

まず地裁は、所得税法九条一項一五号により非課税とされる所得は、相続開始前までに被相続人に帰属しており、相続によって相続人に移転するものであって、相続開始後に実現するものまで包含するものではないとしている。しかし、そのことは、相続開始後に発生または実現する所得はすべて所得税の課税対象となることまでを意味する



ものではないと述べている（前記地裁判旨四）。

このように述べる中で地裁が引いている例は、株式会社社員の死亡後に、当該役員に対して退職慰労金を支給する旨の株主総会決議がされた場合、その支給が当該役員の死亡後三年以内に確定したものについては、相続税法三条一項二号によりみなし相続財産として扱われることになるというものである。この役員退職慰労金請求権は、相続開始後に発生したものであるが、相続税法の規定により相続財産とみなされることによつて相続税の課税対象とされ、所得税法九条一項一五号によつて所得税が非課税とされる。そして、年金受給権に基づいて受取人である相続人が一括払いを選択した場合には、その保険請求権は、相続開始後に発生するものと解する余地があるし、年金払いを選択した場合には、相続開始後に発生した権利であるとも、実現した所得であるともいえないと見る余地もあると指摘している。このような地裁の指摘は、みなし相続財産として相続税の課税対象となるものの中には、必ずしも相続開始時点で権利が発生しないし確定していないにもかかわらず、所得税法上、非課税として扱われるものも含まれることを強調するものであるといえよう。

これに対して高裁は、相続開始後に実現する所得は、所得税法九条一項一五号による非課税所得の対象から除外されることを明確に述べている（前記高裁判旨一）。また、最高裁も、所得税法九条一項一五号の非課税所得は、相続開始時点で被相続人から相続人に移転し、相続人に帰属する所得であるとしている（前記最高裁判旨一）。

非課税所得の範囲について、相続開始の前に実現した所得かどうかを基準とするこつした見解は、次のような理由から一般に妥当であると考えられる。すなわち、第一に、わが国所得税法は実現主義を採用しており（所得税法三六条参照）、所得が実現したと判断するのに最も適切な時点をとらえて課税を行う建前となっている<sup>17</sup>。そのため、所得がいつ発生し実現したのかを認定することは、課税のタイミングのみならず、それが課税対象となるのか否かを判断するために必要である。相続開始前に実現した所得であれば、それは被相続人の財産であつて、相続財産に



含まれるため、相続税の課税対象とされるべきものである。しかし、相続開始後にその財産から生み出された所得は、当該財産が相続人に帰属した後のものであるため、相続人の所得として所得税が課されるべきものである。このような原則は、相続税法二二条が「当該財産の取得の時ににおける時価により」評価した財産に対して相続税を課すこととしている点に根拠づけられであろう。また、アメリカ内国歳入法典一〇二条（b）（1）（IRC § 102（b）（1））は、相続または贈与によって取得した財産から生み出される所得を所得税の非課税対象から除外しており、同様の原則を定めているものといえよう。<sup>18</sup>

第二に、所得税法九条一項一五号の趣旨が、相続税と所得税の二重課税の排除である以上、相続税の対象とされる財産に対しては、その所得としての実現時期を問わず、所得税の課税は行われるべきではないことになる。こうした趣旨に最も合致するのは地裁の判示であるといえよう。すなわち、高裁が示した原則に立てば、相続税法によってみなし相続財産として相続税が課された財産のうち、相続開始後に実現する所得については所得税が課される可能性が生ずるからである<sup>19</sup>。この点、地裁の判示は、どの時点で実現する所得であろうと、みなし相続財産である以上、相続税のみの対象となり、所得税は九条一項一五号によって非課税と扱われるため、二重課税が生ずる余地はない。一方、最高裁が述べる内容は、高裁の判示とやや異なる点が含まれていることに注意が必要である。最高裁は、相続税または贈与税の対象となり所得税の対象とはならない所得とは、「相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値」（傍点筆者）と述べており、財産全体ではなく、より具体的な経済的価値、すなわち所得について非課税所得に該当するかどうかを検討しているのである。高裁の判示は、相続開始時点を基準としてその前後で所得税の対象となるかどうかを判断するという原則を述べたものであり、その所得のとらえ方によっては最高裁と同旨であることができればかもしれない。

第三に、遺産取得税方式を前提とするわが国の相続税制においては、相続人の遺産の取得による担税力の増加を

課税の根拠として中心に据えられていることは前述のとおりである。そして、相続税を所得税の補完税として位置づける以上、いずれの税の課税についても相続人にとって担税力の増加といえるような事象が存在しなければならぬはずである。そうだとすれば、みなし相続財産につき相続税が課された後で、相続開始後に実現する所得について所得税を課すというのは、担税力のない状態で相続人に対して相続税を課しているか、あるいは同一の課税物件に二重に課税することになるのではないだろうか。その意味では、高裁の判断はこうした相続税の課税根拠に反するおそれがあるというべきだろう。反対に、地裁の判示は、二重課税を排除していずれか一方の税のみにかからしめることを目的とするものであり、みなし相続財産の特殊性に配慮するものといえよう。また、最高裁は、財産ではなく所得というレベルで二重課税の排除に配慮するものと評価することができる。

いずれにしても、非課税所得に該当するかどうかは相続開始後に発生・実現した所得といえるかが基準となり、具体的場面ではそれをどのように判断するかということが問題となろう。

### (3) 本件年金に対する課税

本件年金に対する所得税の非課税の範囲については、裁判所ごとに次のように判断が分かれている。

審級	非課税範囲
地裁	年金受給権およびそれと実質的、経済的に同一の性質である年金の全支払額
高裁	基本権たる年金受給権
最高裁	年金受給権および年金の各支払額のうち現在価値に相当する部分(＝元本)

このうち、高裁の判断は、年金受給権に相続税を課し、個々の年金に所得税を課するという従来の実務を肯定する

ものであるが、(ア)なぜ双方に課税することができるのかという問題と、最高裁が示すように、(イ)年金受給権の現在価値を超える部分について所得税を課すことができるのかという問題について、以下、順に検討してみたい。

(ア)年金受給権と年金の両面課税

この双方に課税を認める論拠として、課税庁側はもっぱら、年金受給権が基本権であり、支分権から生ずる年金との法的性質の違いに依拠して主張を行っている。しかしすでにみたように(前記地裁判旨五参照)、こうした主張は受け入れられるものではない。そこで、これ以外に最も説得的な見解として、課税の繰延べを用いた次のような説明がある。<sup>20)</sup>すなわち、年金保険の場合、被相続人が生前に受給していれば支払った保険料との差額が新たに創出された被相続人の所得となる。しかし、被相続人の段階で課税されることなく、その所得は相続人に移転している。この所得について永遠に課税の機会を失わせないようにするためには、被相続人の死亡時点において年金受給権をいったん被相続人に帰属させ、被相続人の所得税として清算して課税し、差額を相続人に相続させることが望ましいのであるが、そのような相続税と所得税の二重課税を排除するような規定はわが国の税法には存在しない。そこで、現行法の解釈としては、年金受給権という財産の移転に対して相続税が課され、一方で相続人が現実に年金を収入したときに、被相続人において発生していた所得が実現したとして、相続人に対して所得税が課される、というものである。この説明は、被相続人の所得が相続人に繰り延べられ、実現した段階で課税するというものであり、所得税法五九条および六〇条の論理と整合するものであるといえよう。しかし、この見解に対しては、次のような反論がある。<sup>21)</sup>

まず、このような論理によって課税するためには、相続人が年金を受領するときに当該金額を収入金額とし、被相続人の保険料を引き継ぐとみなす規定が特別に設けられていなければならない。すなわち、一定の未実現の譲渡

所得を実現したものとみなして課税する所得税法五九条およびその他の未実現利益を譲受人に引き継がせる同六〇条は、所得税法における実現主義の例外であると位置づけることができる。しかし他方で、シャウプ勧告における「譲渡所得全額課税、譲渡損失全額控除」という方針に基づき、いわゆる増加益清算説<sup>23)</sup>によって現行譲渡所得税制の基礎が構築されていることからすれば、五九条および六〇条の措置は例外ではなく、むしろ原則的な扱いであるといえよう。

本件年金による所得は譲渡所得ではないが、実現した所得についてのみ課税され、未実現利益については特段の規定がなければ課税できないという一般的な理解に基づけば、本件年金が被相続人から相続人に対して引き継がれると解するためには、立法的な手当てが不可欠というべきである。そうでなければ、六〇条は確認規定と解されない限りは、不要な規定であることになってしまいが、同条の立法経緯等から考えれば、そのような解釈は適切ではない。

なお、控訴審判決は前記判旨五において、「Xが自ら年金契約等を締結して自ら掛金を負担し、毎年に年金等の定期金を受け取る場合と異なるところはない」ため、年金による所得に対しては所得税の対象となる旨判示している。これは、被相続人であるAの年金受給権が相続人であるXに相続によって包括的に承継されたことにより、Aが支払った保険料をXが引き継ぐものという理解に基づくものであると推測される。実際、Xが受け取った年金をXの雑所得として課税する際、その計算上、Aが支払った保険料をXの必要経費として控除することが認められている（所得税法三五条二項二号、同法施行令一八三条一項二号イ（一））。このように理解すれば、上記のような特段の繰延規定はなくても上記のような説明ができるのだろうか。

しかし、それは不可能である。すなわち、上記の説明は、年金に係る所得が被相続人に発生したことを擬制するものであるが、民法ないし保険法上、生命保険金は受取人固有の権利であることが確立しているため<sup>24)</sup>、こうした擬

制は成り立たないのである。<sup>24)</sup>

(イ) 年金受給権の現在価値を超える部分に対する課税

最高裁は、年金受給権の現在価値を超える部分、つまり「運用益」にあたる部分について所得税を課すことができる旨判示している。これについては、相続税法二四一条一項一号が定める現在価値は、同法二二条にいう「財産取得時の時価」の一つであり、それに基づいて相続税が課されている以上、所得税を課すことは許されないとする見解がある。<sup>25)</sup> また、相続税の評価を改めるべき問題であるとの指摘もある。<sup>26)</sup> 実際、平成二二年度の法改正により、相続税法二四条の定期金の評価方法が改正されたが、その理由は「課税の適正化」とされている。すなわち、改正前の二四条の規定は、昭和二五年当時の基準年利率（約八・〇％）、平均寿命（男五八・〇歳、女六一・五歳）などを基に算定されたものであるが、現行法の評価方法による評価価額が実際の受取金額の現在価値に比べ非常に低くなっていたことや、この乖離に着目し、租税回避的な年金保険なども販売されていたなどの弊害に対応するための改正であると説明されている。<sup>27)</sup>

一方、ファイナンス理論によれば、最高裁が判示したように、定期金の割引現在価値と受領した定期金の額との差額を課税所得とすべきであるとされている。<sup>28)</sup> すなわち、みなし相続財産として課税される財産価値は、現在価値に割り引かれたものであるため、将来の時点で受け取る定期金は、現在価値から増加した部分であると考えられるため、相続人にとつての所得になるというものである。

最高裁がいうようにこれを「元本」と「運用益」という概念で説明できるかという点には疑問もあるが、相続税の対象となる所得は割り引かれたものであるため、それを超える部分は所得税の課税対象となるという理解は、相続税と所得税との補完的な関係からして傾聴に値するといえよう。

## むすびにかえて

本稿では、年金受給権と年金に対する課税問題を通じて、相続税と所得税との関係を検討した。この両税の関係は、相続税と譲渡所得税との関係においてより重要な問題を含んでいる。この問題について論じることがは紙幅の関係上困難であるため、本稿のむすびにかえて、この両者の関係に関する論点を指摘しておこう。

まず、基本的な問題として、被相続人の相続財産は、その者の手中にある期間、値上益が蓄積され、その価値を含んだ財産に対して相続税が課される。その相続が限定承認に係るものでない以上（参照、所得税法五九条一項号）、被相続人の保有期間中の値上益は相続人に引き継がれ、相続人が譲渡したときに実現して課税されることになる（所得税法六〇条一項一号）。この場合、同一の経済的利益に対して、相続税と譲渡所得税という二つの税が二重に課税されることになる（課税時期や納税義務者は異なるが）。これに対しては、伝統的に、相続税は資産の移転に対する税であり、（譲渡）所得税は納税者において創出され、帰属する所得に対する課税であるため、二重課税とはいえないとの指摘がある。<sup>29)</sup>

両税の性質からすれば、この指摘は正当である。しかし、理論的に「二重課税」でないとしても、両者の関係を検討して問題の解決を図るべきであると考えられる。これに関して、「二重課税」という概念はそれ自体、ネガティブな価値判断の基準となるべきではなく、排除されるべき二重課税か否か、排除されなければならないことについて理由があるかという観点でとらえるべきであるとする主張がみられる。<sup>30)</sup> すなわち、一般的に二重課税の例として挙げられるのは、法人税と所得税の二重課税や国際的な二重課税に関する外国税額控除などであるが、これらを排除するための措置を講ずる場合、法人税の性格や「税制の中立性」などの理由が必ず持ち出されるのであり、二重

課税であること自体が問題となるわけではない。そうであれば、形式的な意味で「二重課税」といえなくとも、実質的に排除すべき状態であるとの理由づけがあれば、それを解決する必要があるものと考えられる。

また、相続特別措置法三九条では、相続等により取得した財産を相続開始から三年以内に譲渡した場合に、一定額を取得費に加算する措置が講じられているが、これは相続税と所得税の「二重課税」を部分的に排除するものであるといえる。<sup>(32)</sup> したがって、現行法上もこの問題に対して全く無関心というわけではないのである。

こうした問題を検討するに当たり、遺産税を廃止し、相続開始時にみなし実現課税を行っているカナダの例も参考になろう。そして、わが国の現行法制度の解釈としては、所得税法九条一項一五号の非課税規定と同法六〇条の課税繰延規定の関係を整理することが必要になる。

註

(1) 朝日新聞平成三二(二〇一〇)年七月六日夕刊は一面および九面ならびに七月七日朝刊(いずれも名古屋版)でこれを大きく報じている。

(2) 渋谷雅弘「相続税の本質と課税方式」税研一三九号二二頁(二〇〇八年)、奥谷健「相続税の課税根拠と課税方式」税法五六一号二五六頁(二〇〇九年)。

(3) 渋谷・前掲注(2)二三頁、奥谷・前掲注(2)二五八、二五九頁、岩崎政明「相続税を巡る諸問題」水野正一編著『資産課税の理論と課題』一七六頁(税務経理協会、一九九五年)、宮脇義男「相続税の課税方式に関する一考察」税大論叢五七号四七九頁(二〇〇八年)。

(4) 田中治「相続税制の再検討」日本租税理論学会編『相続税制の再検討(租税理論研究叢書一三)』四二頁(法律文化社、二〇〇三年)、高野幸大「相続税の存在意義等の法的検討」同書六一、六六頁、水野忠恒『租税法「第四版」』六一三頁(有斐閣、二〇〇九年)。



- (5) 渋谷・前掲注(2)二三頁。
- (6) 本稿では、判決文にしたがって「年金」という語を用いるが、公的年金や私的年金という一般的な意味での「年金」とは異なるものであることに注意が必要である。
- (7) この判決に対する評釈として、前野悦夫「判批」税務弘報五四巻一四号一四五頁(二〇〇六年)がある。
- (8) なお、本件年金が仮に非課税である場合に、B社が行っている源泉徴収も違法になるのか、という点も問題となるが、本稿では省略する。この論点については、三木・後掲(11)二四頁を参照。
- (9) 評釈として、三木義一「年金受給権と年金の課税関係」長崎地裁平成一八年一月七日判決の意義」税理五〇巻二号一七頁(二〇〇七年)、三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係 金融・法・税務センターの解説の挨拶に代えて」立命館法学三〇九号一頁(二〇〇七年)、品川芳宣「第一審判批」税研一三三号九〇頁(二〇〇七年)、奥谷健「第一審判批」税務QA二〇〇七年四月号六九頁、松岡章夫「第一審判批」税理五〇巻四号一三三頁(二〇〇七年)、木島裕子「第一審判批」税理五〇巻四号一三八頁(二〇〇七年)、酒井克彦「関連者間における所得移転と所得税の課税対象(上) 収入・必要経費を巡る諸問題」税務事例三九巻七号五五頁(二〇〇七年)、橋本守次「第一審判批」税務弘報五五巻五号一六五頁(二〇〇七年)、高野幸大「第一審判批」ジュリスト一三七〇号二四九頁(二〇〇九年)等がある。
- (10) 評釈として、奥谷健「控訴審判批」税務QA二〇〇八年二月号四四頁、浅妻章如「控訴審判批」税研一四八号七七頁(二〇〇九年)、本間拓己「所得税と相続税の課税関係に関する考察 生命保険年金の二重課税問題を中心として」税研一四五号一三三頁(二〇〇九年)等がある。
- (11) 評釈として、三木義一「最高裁年金二重課税判決の論理と課題」税経通信六五巻一〇号一七頁(二〇一〇年)、安井栄二「最高裁判批」税務QA二〇一〇年九月号六四頁、末永英男「最高裁判批」税務弘報五八巻一一号二二〇頁(二〇一〇年)、志賀櫻「最高裁平成二二年七月六日第三小法廷判決 相続税と所得税の二重課税」税経通信六五巻一一号三一頁(二〇一〇年)、小池正明「年金払ひ生保の相続税・所得税の二重課税」税理五三巻一三号一七頁(二〇一〇年)、関子善信「最高裁判批」判例速報解説・租税法No.43(TKCR)ライブラリー(二〇一〇年) [http://www.tkclcx.ne.jp/commenitary/pdf/z18817009-00-130430552\\_tkc.pdf](http://www.tkclcx.ne.jp/commenitary/pdf/z18817009-00-130430552_tkc.pdf) 等がある。



- (12) 武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法2』四六九頁（第一法規、加除式）。
- (13) 同様に解するものとして、安井・前掲注（11）六七頁。
- (14) 金子宏『租税法（第十五版）』一三―一五頁、四八六頁（弘文堂、二〇一〇年）。
- (15) 第一章参照。
- (16) もっとも、「元本」「運用益」という表現が適切かどうかは疑問である。後述するように、これは相続税評価の問題として年金受給権が低額で評価されるのであって、文字通りこの金額を元本として運用した結果、個々の年金の額が支給されるわけではないからである。
- (17) 金子・前掲注（14）二四一―二四四頁、谷口勢津夫『税法基本講義』二八六―二八九頁（弘文堂、二〇一〇年）等参照。
- (18) See, Bolis Bittker, Lawrence Lokken, *Federal Taxation of Income, Estates and Gifts*, 3rd ed. vol.1, Warren, Gorham & Lamont, 1999, pp. 10-1.
- (19) 本件で争われている年金がまさにその例である。
- (20) 小林相弘「個人年金保険（生命保険）に係る所得税及び相続税・贈与税について」『税務通信』二〇六九号（二〇〇七年）。
- (21) 三木・前掲注（11）二四頁。
- (22) 最三判昭和四七年二月二六日民集二六卷一〇号二〇八三頁。なお、同説に関する評価として、大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャープ勧告とアメリカ力税制との関連（二・完）」『税法学』三〇七号一頁以下、一〇頁（一九七六年）、拙稿「譲渡所得課税における「資産の譲渡」税法学五六二号一頁以下、二二頁以下（二〇〇九年）参照。
- (23) 最判平成一四年一月五日民集五六卷八号二〇六九頁。また、保険法八条参照。
- (24) さらに、三木・前掲注（11）二四頁は、生命の損失と引き替えに発生する生命保険金と損害保険金を比較することが適切であることを指摘している。
- (25) 安井・前掲注（11）六七頁。
- (26) 三木・前掲注（9）税理二二〇頁。
- (27) 坂井裕幸「相続税、租税特別措置法（相続税・贈与税関係）の一部改正」『税務弘報』五八巻七号一五九頁（二〇一〇年）。

- (28) 三木・大垣・前掲注(9)一五〇―一七頁「大垣執筆」、志賀・前掲注(11)三八―三九頁。
- (29) 柴由花「相続税と所得税の統合」横浜国際社会科学研究所八巻一号八一頁以下所収、九二頁(二〇〇三年)。なお、この問題について二重課税ではなく同時課税とよぶべきものとする見解として、渋谷雅弘「相続・贈与と譲渡所得税」日本税務研究センター編『譲渡所得の課税(日税研論集五〇号)』一四五頁以下所収、一四七頁(日本税務研究センター、二〇〇二年)。
- (30) 志賀・前掲注(11)三五頁。
- (31) 金子宏編著『税法用語事典「五訂版」』三六六頁(税務経理協会、二〇〇一年)。
- (32) なお、租税特別措置法四〇条の三七も参照。
- (33) カナダにおける遺産税とみなし実現課税については、一高龍司「カナダ及びオーストラリアにおける遺産・相続税の廃止と死亡時譲渡所得課税制度」日本税務研究センター編『世界における相続税法の現状(日税研論集五六号)』四五頁以下(日本税務研究センター、二〇〇四年)参照。また、水野忠恒「所得税と相続税の交錯」ジュリスト一〇二〇号一五四頁(一九九三年)も参照。